

【市長】

市長の柴崎光子です。

この度は、介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれに関し、市の説明が不十分であったため、市民の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことについて、深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

また、当初は、期ずれを解消するために一般会計から介護保険特別会計に繰り入れた2億1千万円について、第10期和光市介護保険事業計画で定める保険料に上乗せした上で、一般会計に戻す方向で説明してきましたが、市民説明会での市民の皆様からのご意見、介護保険運営協議会からの答申、そして、市議会における一般質問等でのご意見等を踏まえ、改めて検討した結果、一般会計で負担することと判断いたしました。市民の皆様に広くご負担をお願いする結果となり、誠に恐縮ですが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

改めて、今回の件について説明させていただきたく、この動画を作成することといたしました。詳細について、この後、説明させていただきますので、最後までご覧くださいますようお願いします。

## 【長寿あんしん課】

介護保険特別会計を所管する長寿あんしん課から、介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれについて、説明させていただきます。

初めに、1、支払月の期ずれとは、国庫負担金の介護給付費負担金、歳入が対象とする支払月と、市が現年度予算で支出する保険給付費、歳出の支払月にずれが生じていることを指します。

次に、2、保険給付費とは、被保険者が利用した介護サービスの費用のうち、市が負担するものになります。

次に、3、国庫負担金の介護給付費負担金とは、市が負担した保険給付費に対して、法律に定められた割合で、国が負担するものになります。

他にも県が負担する介護給付費負担金、支払基金が負担する介護給付費交付金等もありますが、今回の説明では、国庫負担金の介護給付費負担金について取り上げています。

4、一会計年度の支払月になりますが、本来、国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月と市が現年度予算で支出する保険給付費の支払月は、ともに5月支払分から翌年4月支払分になります。

しかしながら、5、令和6年度までの和光市介護保険特別会計の一会計年度の支払月になります。本市が現年度予算で支出している保険給付費の支払月が4月支払分から翌年3月支払分となっていることが令和6年度に発覚しました。

言葉だけではわかりづらいので、図をご覧いただきながら説明させていただきます。

### (1)、平成15年度の図をご覧ください。

この図では、国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月を灰色線で示し、市が当該年度予算で保険給付費を支出した支払月を黄色線で示しています。

歳入の灰色線、国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月は、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令では当該年度と示され、国の通知「介護給付費負担金の適切な算定について」では5月支払分から翌年4月支払分までとされていることから、平成15年5月支払分から平成16年4月支払分までが平成15年度分になります。

なお、4月支払分とは、被保険者が2月に利用した介護サービスの費用について、国民健康保険団体連合会が3月に審査し、市が4月に支払う保険給付費のことになります。

次に、歳出の黄色線、市が当該年度予算で保険給付費を支出した支払月は、地方自治法

施行令や和光市予算事務規則に基づき、5月支払分から翌年4月支払分までが平成15年度予算から支出されていました。

歳入の国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月、灰色線と、歳出の市が当該年度予算で保険給付費を支出した支払月、黄色線が一致しています。これが正常な状態になります。

次に、(2)、平成16年度の図をご覧ください。今回の支払月の期ずれの原因が発生した年度になります。

平成16年度においても、歳入の灰色線、国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月は、5月支払分から翌年4月支払分までのままでです。

しかしながら、平成16年度、歳出の黄色線、市が当該年度予算で保険給付費を支出した支払月は、5月支払分から翌年3月支払分までとなっています。

本来、平成16年度予算で支出すべき翌年4月支払分、この白い部分、平成17年4月支払分の保険給付費、約1億2千万円が翌年度予算で支出されました。これが、今回の支払月の期ずれの原因になります。

次に、(3)、平成17年度から令和5年度までをご覧ください。図としては平成17年度になります。

平成17年度においても、歳入の灰色線、国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月は、5月支払分から翌年4月支払分までのままでですが、歳出の黄色線は、平成17年4月支払分を平成17年度予算から支出したことにより、平成17年4月支払分から平成18年3月支払分となってしまいました。この支払月の期ずれの状態が平成17年度以降、令和6年度に発覚するまで続いていました。

ただし、歳入と歳出の対象月にずれが生じていましたが、保険給付費は毎月支払いが行われており、支払い漏れが発生していたものではありません。

また、国庫負担金の介護給付費負担金は、国が定める対象月で交付を受けておりますが、期ずれにより歳入・歳出それぞれの対象月が異なっていたため、国庫負担金の実績報告書に添付する決算書見込額抄本の合計額は、国が定める対象月に合わせるため、歳出の決算額と異なっていました。

なお、歳入と歳出の相応する月の保険給付費の額は同額となっています。

次に、(4)、令和6年度の図をご覧ください。令和6年度に支払月の期ずれを是正するための対応を取らせていただきました。

支払月の期ずれの是正は、歳入の国庫負担金の介護給付費負担金が対象とする支払月、灰色線と、歳出の市が当該年度予算で保険給付費を支出した支払月、黄色線を一致させることになります。つまり平成16年度以降、翌年度予算から支出してきた翌年4月支払分を現年度予算、令和6年度予算から支出することになります。

しかしながら、令和6年度の当初予算は、4月支払分から翌年3月支払分までの12回分の保険給付費を計上していましたので、翌年4月支払分を支出するためには、予算の増額が必要となります。

平成17年4月支払分の介護給付費は、約1億2千万円でしたが、認定者数の増加等により介護給付費が右肩上がりで上昇を続けており、令和7年4月支払分の介護給付費は約3億円となっています。

平成16年度当時、平成17年4月支払分を翌年度の平成17年度予算から支出した原因については、当時の資料が既に廃棄されており、当時の職員への聞き取り調査も行いましたが、原因の解明には至りませんでした。

また、支払月の期ずれにより生じた歳出の保険給付費と歳入の介護給付費負担金の差額を介護保険特別会計の介護給付費準備基金に積立てておくべきところ、平成16年度以降、支払月の期ずれが生じていることを認識せず、介護保険料を算定する際に準備基金を取崩して介護保険料を低く抑えてきたことや市独自の市町村特別給付事業の財源とするなどの運用を行ってきたため、現在の介護給付費準備基金の残高だけでは対応できませんでした。

そのため、6、期ずれを解消するための対応として、市議会の令和7年3月定例会に、保険給付費の予算額を約3億円増額し、その財源として、介護給付費準備基金から約9千万円を繰り入れるとともに、一般会計から介護保険特別会計に2億1千万円を繰り入れる補正予算を計上しました。市議会の議決を受け、令和7年4月支払分、約3億円を令和6年度予算から支出したことで、支払月の期ずれは解消されました。

この、7、一般会計から繰り入れた2億1千万円について、これまでには今後の保険料に上乗せし、一般会計に返還する旨の説明をしていましたが、介護保険運営協議会に諮問を行い、協議を重ねた結果、本来過去の被保険者が負担すべきものを将来の被保険者に負担を求めるることは、対象となる被保険者が異なるため、理解を得られないことなどを考慮し、

一般会計で負担することと判断いたしました。

一般会計の負担とは、財政調整基金で対応するものになりますので、新たに徴収するというものではありませんが、市民一人当たりに換算すると約2,480円の負担となります。

市民の皆様に広くご負担をお願いする結果となり、誠に恐縮ですが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今回の介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれについては、市議会においても重大な問題として取り上げていただき、一般質問や委員会において様々な観点からご審議をいただきました。

その中で、8、本市の介護保険制度の課題になりますが、平成12年の介護保険制度の開始当初から令和7年度までの決算状況を経年比較していただいたことにより、本市の介護保険では、令和2年度まで地域包括支援センターの経費を一般会計からの繰入れで全額賄われる総務費に計上し、また市町村特別給付の財源についても令和6年度まで、その一部について一般会計から繰入を行っており、本市の介護保険制度は、これまで法定外の一般会計から特別会計への繰入という財政支援により支えられてきたという課題が明らかとなりました。

最後に、9、課題解決のための介護保険制度の見直しとして、介護保険制度は特別会計により運営されており、一般会計とは別に基本独立した財政運営を行うべきものになります。今回の介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれを契機に、持続可能な事業運営に取り組んでまいります。

令和8年度は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とする第10期和光市長寿あんしんプランを新たに策定します。策定に当たりましては、提供するサービス内容と介護保険料負担のバランスが図られたものとなるよう介護保険運営協議会において丁寧に検討してまいります。

なお、今回の介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれについては、地方自治法第98条第2項の規定による市議会の請求に基づく監査が行われ、その結果は市のホームページに掲載されています。

介護保険特別会計における不適正な事務処理による支払月の期ずれと市が行った対応についての説明は、以上になります。

動画に対するお問い合わせは、市のホームページに掲載している専用フォームをご利用ください。